

あみメール

ぜひご登録ください！

問い合わせ：秘書広聴課広報戦略室

☎ 888-1111（内線 298・734）

あみメールとは

新型コロナウイルス感染症関連情報や防災情報等、町からのお知らせをいち早く配信しています。
ぜひご登録をお願いします！

配信カテゴリ

※新型コロナウイルス感染症関連情報については防災情報で受信できます

防災情報

防犯・交通
安全情報

イベント
情報

行政情報

子育て
支援情報

各種公共
施設情報

予科練
平和記念館
情報



以下のいずれかの方法でご登録ください！

- 下記二次元コードから登録



- 下記 URL から登録

▼ <https://service.sugumail.com/ami/member/>

- 下記アドレスに空メールを送り登録

▼ t-ami@sg-m.jp

※迷惑メール設定がされていたり、2009年以前に発売した携帯電話の一部はご登録いただけません。ご注意ください

▼詳細は町ホームページをご覧ください
<http://www.town.ami.lg.jp/0000006681.html>

帰国者・接触者相談センターへの、相談・受診の目安が変更になりました

- ▼ 発熱日数に関わらず、息苦しさ・強いだるさ・高熱等のいずれかの症状がある場合
- ▼ 重症化しやすい人（※）や妊婦の人は、発熱・せきなどの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ※ 高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患等の基礎疾患がある人、透析を受けている人、免疫抑制剤・抗がん剤等を用いている人
- 帰国者・接触者相談センター（竜ヶ崎保健所）
☎ 0297-62-2161（平日の午前9時～午後5時）

主な内容

新型コロナウイルス感染症関連問い合わせ…	2
第2期総合戦略策定…	4

町職員の給与・定員管理等…	6
紹介します！令和2年度の統計調査員さん…	12
総合健診・成人健康づくり健診（集団健診）…	24

新型コロナウイルス感染症関連のお問い合わせ一覧

●特別定額給付金

一人あたり 10 万円の特別定額給付金を給付します。令和 2 年 5 月 25 日に全世帯に申請書類を発送します。本号の 34 ページ『インフォメーション：特別定額給付金の申請について』にも掲載しています。

■ 阿見町特別定額給付金室 ☎ 888-1111 (内線 707) 平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

■ 特別定額給付金コールセンター（総務省） ☎ 0120-260020 休日問わず：午前 9 時～午後 6 時 30 分

●子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当（特例給付を除く）受給者に対して、対象児童一人あたり 1 万円の臨時特別給付金が支給されます。受給対象者には、6 月上旬に案内の通知を送付する予定です。 ※ 公務員は別途申請が必要です

■ 阿見町子ども家庭課 ☎ 888-1111 (内線 119) 平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

●茨城県における緊急事態措置の休業要請に伴う協力金

1 事業者あたり 10 万円の協力金を支給。事業所を賃借している場合は 10 万円を加算、複数賃借している場合はさらに 10 万円を加算し、1 事業者最大 30 万円を支給。 ※ 対象事業者：中小企業及び個人事業主
申請受付期間：令和 2 年 5 月 1 日（金）～令和 2 年 6 月 30 日（火） ※ 当日消印有効

■ 茨城県休業要請・協力金対策チーム ☎ 029-301-5375 休日問わず：午前 9 時～午後 5 時

●持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を中小法人等は 200 万円、個人事業者等は 100 万円支給。 ※ ただし、昨年 1 年間の売上からの減少分を上限とします

■ 持続化給付金事業 コールセンター（経済産業省） ☎ 0120-115-570 午前 8 時 30 分～午後 7 時
5 月・6 月（毎日）、7 月～12 月（土・祝日を除く）

●町税・保険料のお支払い猶予制度

■ 固定資産税・町県民税・軽自動車税・国民健康保険税について

阿見町収納課 ☎ 888-1111 (内線 157・701) 平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

■ 介護保険料について

阿見町高齢福祉課 ☎ 888-1111 (内線 143・726) 平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

■ 後期高齢者医療保険料について

阿見町国保年金課 ☎ 888-1111 (内線 134・135) 平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

●上下水道料金および農業集落排水施設使用料のお支払い猶予

収入の減少等により一時的にお支払いが困難になった個人・法人を対象に猶予の相談を受け付けます。

■ 阿見町上下水道課お客様センター ☎ 889-5151 平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

●生活福祉資金【緊急小口資金・総合支援資金（生活支援費）】の特例貸付

休業等による収入の減少や失業等により、生計を維持するために一時的な貸付が必要となる世帯に対し、特例貸付のご相談を受け付けます。

■ 阿見町社会福祉協議会 ☎ 887-0084 平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

■ 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター

☎ 0120-46-1999 休日問わず：午前 9 時～午後 9 時

●生活困窮者自立相談支援制度（住居確保給付金の支給等）

相談支援員が無料で相談を受け付け、支援計画に基づき、住居確保給付金や就労支援など、さまざまな支援施策等と連携し、困窮生活からの脱却へ向けた包括的・継続的支援を行います。

■ 県南県民センター地域福祉室（茨城県県南福祉事務所） ☎ 822-7241 平日：午前 9 時～午後 5 時

●感染症・感染予防等に関する相談

新型コロナウイルス感染症に関する相談、感染予防に関すること、心配な症状が出たときの対応など。

■ 阿見町健康づくり課 ☎ 888-2940 平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

■ 竜ヶ崎保健所（帰国者・接触者相談センター） ☎ 0297-62-2161 平日：午前 9 時～午後 5 時

■ 茨城県庁内 ☎ 029-301-3200 休日問わず：24 時間対応

■ 厚生労働省電話相談窓口 ☎ 0120-565653 休日問わず：午前 9 時～午後 9 時

令和元年度

「阿見町ふるさと応援寄附金」

の活用について

政策企画課 ☎888-1111 (755)

令和元年度にいただいた寄附金の状況

総件数: **504 件**

総額: **7,493,000 円**

寄附金の内訳

事業名	件数	金額
1. 「人がつながるまちづくり」を実現するための事業 町民参加の促進、国際交流の促進、情報化の推進、広域行政の推進など	37 件	410,000 円
2. 「人を育むまちづくり」を実現するための事業 高齢者支援、障害者支援、子育て支援、スポーツの振興など	155 件	2,059,000 円
3. 「暮らしを支えるまちづくり」を実現するための事業 市街地の整備、景観整備、農業の振興、商業の振興、観光の振興など	74 件	1,096,000 円
4. 「安全・安心のまちづくり」を実現するための事業 上下水道の整備、防災対策の推進、防犯対策の推進、自然環境の保全など	29 件	427,000 円
5. あみ人材育成基金 地域産業の担い手となる人材の育成に充てさせていただきます。	15 件	209,000 円
6. 予科練平和記念館整備管理基金 阿見町予科練平和記念館の整備および管理に充てさせていただきます。	26 件	265,000 円
7. 町長にお任せ 町長が必要と考える事業に充てさせていただきます。	168 件	3,027,000 円



▲ 2. 「人を育むまちづくり」を実現するための事業



▲ 3. 「暮らしを支えるまちづくり」を実現するための事業



▲ 5. あみ人材育成基金

詳しくは「ふるさとチョイス」をチェック!

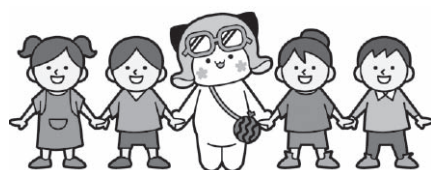
ふるさと納税総合サイト
ふるさとチョイス

<https://www.furusato-tax.jp>



たくさんの寄附
ありがとうございました

第2期阿見町人と自然が織りなす、 輝くまち創生総合戦略 を策定しました！



政策企画課企画係 ☎888-1111(737)

町では、4月1日より第2期目となる総合戦略をスタートしました。

総合戦略には、全国的に少子高齢化による人口減少が急速に進行する中であって、町を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、町の特徴を活かしながら、阿見町が目指す地方創生の目標とその実現に向けた具体的な取組を位置付けています。

第2期総合戦略では、SDGsへの貢献を意識した施策展開を推進します。

総合戦略の位置付け

国は、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、地方が成長する活力を取り戻す「地方創生」を進めるため、平成26年12月に、2060年に1億人程度の人口を維持するなどの展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、平成27年から5か年の目標や施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

このような国の枠組みを踏まえ、町においても、平成27年10月に第1期目となる『阿見町人と自然が織りなす、輝くまち創生「人口ビジョン」および「総合戦略」』を策定し、人口減少対策に資する様々な取組を進めてきました。この第1期総合戦略の計画期間が令和元年度で最終年度を迎えたことから、国の動向やこれまでの取組の総括、直近の社会環境の変化を踏まえ、令和2年度から5か年を計画期間とする第2期目総合戦略を策定し、本町が目指す地方創生の実現に向けた取組を推進します。



人口の将来展望

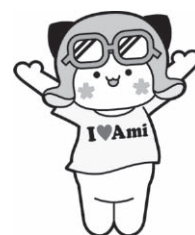
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、仮に定住促進等に取り組まなかった場合の本町の将来人口は、2045年には現在の約48,000人の人口が40,000人を割り込むと推計されています。

切れ目なく総合戦略に取り組むことで、こうした流れに歯止めをかけ、現在の人口規模を維持しつつ、長期的視点において人口見通し50,000人を達成するとともに、安定的な地域社会を維持し、バランスのとれた人口構成を目指します。

自然増減・社会増減の影響

長期的な見通しでは、出生数が人口を長期的に保てる水準にまで上昇したとしても、そのみでは町の人口減少の傾向に変わりはありません。

本町の人口維持・増加を実現するためには、出生数の上昇による自然増とともに、転入数の上積み、転出の抑制など、社会増に繋がる施策を積極的に推進していくことが重要です。



※ SDGs（エス・ディ・ジーズ）とは、持続可能な開発目標の略で、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標です。

総合戦略では基本とする目標を定めています

■基本目標 1 町民の雇用機会の創出と確保

施策① 活力と賑わいの産業づくりを推進します

- ▼農商工連携と6次産業の活性化
- ▼医療を切り口にした産学官の連携強化
- ▼資金面での中小企業の下支え
- ▼経営相談の充実
- ▼積極的な企業誘致の展開
- ▼創業しやすい環境づくり

施策② 新たな就労機会の提供を推進します

- ▼担い手育成
- ▼新規就農者の定着
- ▼就業機会の創出
- ▼高齢者の活躍の促進
- ▼女性・高齢者等の新規就業の促進

■基本目標 2 町へのひとの流れをつくる

施策① 賑わいのあるまちづくりを推進します

- ▼阿見の魅力資源の積極活用
- ▼観光客の満足度向上
- ▼広域連携による一体的な観光振興
- ▼郷土愛を育むまちづくり

施策② 町との縁づくりを推進します

- ▼シティプロモーションの推進
- ▼農業体験を通じた交流推進
- ▼ふるさと納税による阿見のファンづくり
- ▼大学生、専門学校生への魅力発信

施策③ 移住・定住の促進を推進します

- ▼移住・定住の促進
- ▼UIJ ターンの促進
- ▼生涯活躍のまちづくり
- ▼人材の育成

■基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが活躍できるまちづくり

施策① 安心して子育てできる環境の充実を推進します

- ▼保育施設等の充実
- ▼多様な保育サービスの提供
- ▼児童の放課後の居場所づくり
- ▼子育て支援センター等の機能の充実
- ▼若い世代が地域に溶け込めるコミュニティづくり

施策② 結婚・出産・子育て支援の充実を推進します

- ▼男女の出会いの場の創出
- ▼妊娠中から産後の支援の充実
- ▼不妊・不育に悩む人への支援
- ▼育児相談の充実
- ▼障害のある子どもたちの保育・教育の充実
- ▼子育て世帯の経済的負担の軽減
- ▼いじめの未然防止等による子どもが安心して学べる支援や対応の充実

施策③ 誰もが活躍できるまちづくりを推進します

- ▼ワーク・ライフ・バランスの推進
- ▼ひとり親家庭に対する自立支援の推進
- ▼女性・高齢者等の新規就業の促進（再掲）
- ▼生涯活躍のまちづくり（再掲）

■基本目標 4 住みやすい町を次世代につなぐ

施策① ふれあいのまちづくりを推進します

- ▼町民活動センターの機能の向上
- ▼文化芸術活動等の推進
- ▼コミュニティスクールの導入
- ▼町民参加型イベントを通じたふれあいづくり
- ▼スポーツ・健康まちづくりの推進

施策② 快適で住みよいまちづくりを推進します

- ▼良好な市街地の形成
- ▼良好な住環境づくり
- ▼区域指定制度の促進
- ▼公共施設等の戦略的な維持管理・更新等の推進
- ▼自然環境の保全

施策③ 住みなれた地域で暮らし続けられるまちづくりを推進します

- ▼町民の自治意識の向上とまちづくりへの参加
- ▼公共交通の利便性の向上
- ▼安全・安心の確保
- ▼高齢者等の買物支援
- ▼高齢者等の活躍の促進
- ▼公民館・ふれあいセンターの充実

具体的な取り組みは下記町ホームページでもお知らせしていますので、ご覧ください。

<http://www.town.ami.lg.jp/0000001784.html>

公表します

町職員の給与・定員管理等

人事課給与厚生係 ☎888-1111 (212・741)

1. 総括

①人件費の状況（平成 30 年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (平成 31 年 1 月 1 日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	平成 29 年度 の人件費率
47,587 人	15,380,575 千円	808,291 千円	2,315,329 千円	15.1%	13.6%

(注) 人件費には特別職に支給される給料・報酬などを含みます

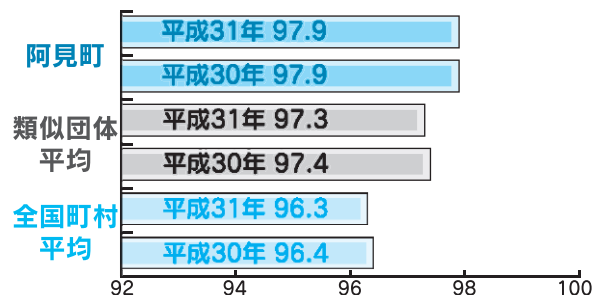
②職員給与費の状況（平成 30 年度普通会計決算）

職員数 (A)	給 与 費				1 人あたり 給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
277 人	1,025,527 千円	152,987 千円	403,361 千円	1,581,875 千円	5,711 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません 2 職員数は、平成 30 年 4 月 1 日現在の人数です 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用「短時間勤務」）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません

③ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）

区 分	指 数	
	平成 30 年	平成 31 年
町	97.9	97.9
類似団体平均	97.4	97.3
全国町村平均	96.4	96.3



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です 2 類似団体平均とは、人口規模・産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです

④給与制度の総合的な見直しの実施状況について

▼概要: 国の給与制度の総合的な見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2% の引下げおよび地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている

▼給料表の見直し: 実施 ▼給料表の改定実施時期: 平成 27 年 4 月 1 日

▼内容: 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2% 引下げ。激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況（各項目とも平成 31 年 4 月 1 日現在）

①職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

▼一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
町	41.5 歳	311,500 円	368,504 円	330,828 円
県	42.7 歳	330,403 円	416,866 円	374,250 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	41.3 歳	305,414 円	376,330 円	339,452 円

▼技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
町	57 歳	326,100 円	352,350 円	339,100 円
うち用務員	59 歳	333,900 円	346,580 円	344,100 円

対応する民間の 類似職	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース 公務員 (C)	年収ベース 民間 (D)	C/D
用務員	55.6 歳	211,600 円	1.64	5,710,160 円	2,883,400 円	1.98

- (注) 1 「平均給料月額」とは、4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・通勤手当・住居手当・時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、『地方公務員給与実態調査』において公表されているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています
 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されるデータを使用しています(平成 28 年～平成 30 年の 3 か年平均)
 4 技能労務職の民間との比較において、年齢・業務内容・雇用形態などの点において完全に一致しているものではありません
 5 年収ベースの「公務員(C)」および「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です

②職員の初任給の状況

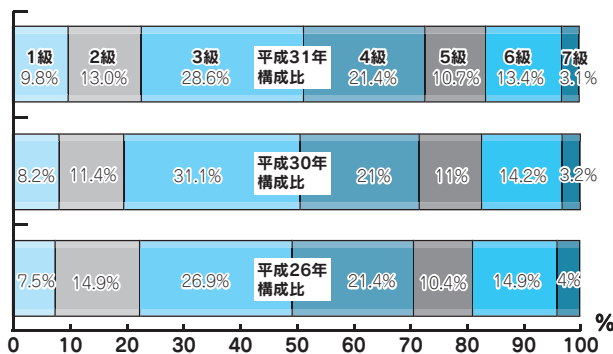
区 分	町	国
一般行政職	大学卒 180,700 円 高校卒 148,600 円	180,700 円 148,600 円
技能労務職	高校卒 146,000 円 中学卒 138,000 円	— —

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区 分	経験年数 10 年 以上 15 年未満	経験年数 15 年 以上 20 年未満	経験年数 20 年 以上 25 年未満	経験年数 25 年 以上 30 年未満
一般行政職	大学卒 278,000 円 高校卒 225,800 円	308,400 円 252,100 円	357,600 円 354,600 円	378,100 円 365,800 円
技能労務職	高校卒 該当者なし 中学卒 該当者なし	該当者なし 該当者なし	該当者なし 該当者なし	286,700 円 該当者なし

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況(平成 31 年 4 月 1 日現在)



区分	標準的な 職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主 事	22 人	9.8%	144,100 円	247,600 円
2 級	主 事	29 人	13.0%	194,000 円	304,200 円
3 級	主 任	64 人	28.6%	230,000 円	350,000 円
4 級	係 長	48 人	21.4%	263,000 円	381,000 円
5 級	課長補佐	24 人	10.7%	288,900 円	393,000 円
6 級	課 長	30 人	13.4%	319,200 円	410,200 円
7 級	部 長	7 人	3.1%	362,900 円	444,900 円

- (注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です

②昇給への人事評価の反映状況

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日まで における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○
活用している昇給区分	昇給可能な区分 昇給実績がある区分	昇給可能な区分 昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○ ○	○ ○
上位、標準の区分		
標準、下位の区分		
標準の区分のみ(一律)		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

4. 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（平成 30 年度）

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です

区 分	町		県		国	
平均支給額	1 人あたり平均支給額 1,486 千円		1 人あたり平均支給額 1,820 千円		—	
支給割合	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.60 月分 (1.45 月分)	1.85 月分 (0.90 月分)	2.60 月分 (1.45 月分)	1.85 月分 (0.90 月分)	2.60 月分 (1.45 月分)	1.85 月分 (0.90 月分)
加算措置の状況	職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～15%		職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

○ 勤勉手当への人事評価の反映状況（一般行政職）

令和元年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

② 退職手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分		町		国	
		自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
支給率	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 2～20%加算		定年前早期退職特例措置 2～45%加算	
1 人あたり平均支給額		13,412 千円		—	

（注）退職手当の 1 人あたり平均支給額は、平成 30 年度に退職した職員に支給された平均額です

③ 地域手当 支給なし

④ 特殊勤務手当 支給なし

⑤ 時間外勤務手当

	平成 29 年度決算	平成 30 年度決算
支給実績	98,101 千円	92,057 千円
職員 1 人あたり平均支給年額	385 千円	343 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます

⑥ その他の手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 30 年度決算)	支給職員 1 人あたり平均支給年額 (平成 30 年度決算)
扶養手当	▼配偶者 6,500 円 ▼子 10,000 円 ▼特定期間（16～22 歳）の加算額 5,000 円 ▼父母等 6,500 円	同 じ	—	20,865 千円	226,793 円
住居手当	借家：月最高限度額 27,000 円	同 じ	—	11,126 千円	285,259 円
通勤手当	▼公共交通機関利用者／定期券代等の実費： 月最高限度額 55,000 円 ▼自動車等利用者／通勤距離片道 2km 以上の 場合に距離に応じて 2,000～31,600 円	同 じ	—	8,596 千円	52,094 円
管理職手当	▼支給対象職員： 部長 65,000 円、課長 40,000 円、施設長 30,000 円など	異なる	役職における 手当額が異なる	19,515 千円	513,553 円

（注）管理職手当については、平成 16 年 7 月 1 日から 20%削減しています

5. 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		月 額		
給料	町 長	722,000 円	期末手当	平成 30 年度 支給割合 3.35 月分
	副町長	585,000 円		
報酬	議 長	369,000 円		
	副議長	330,000 円		
	議 員	313,000 円		
退職 手当		(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	町 長	給料月額×在職年数×550/100	15,884,000 円	任期毎
	副町長	給料月額×在職年数×310/100	7,254,000 円	任期毎

(注) 1 退職手当(1 期の手当額)は、4 月 1 日現在の給料月額および支給率に基づき、1 期(4 年= 48 月)勤めた場合における退職手当の見込額です

2 町長給料 15%削減、副町長・教育長給料 10%削減を平成 17 年 7 月 1 日から実施しています

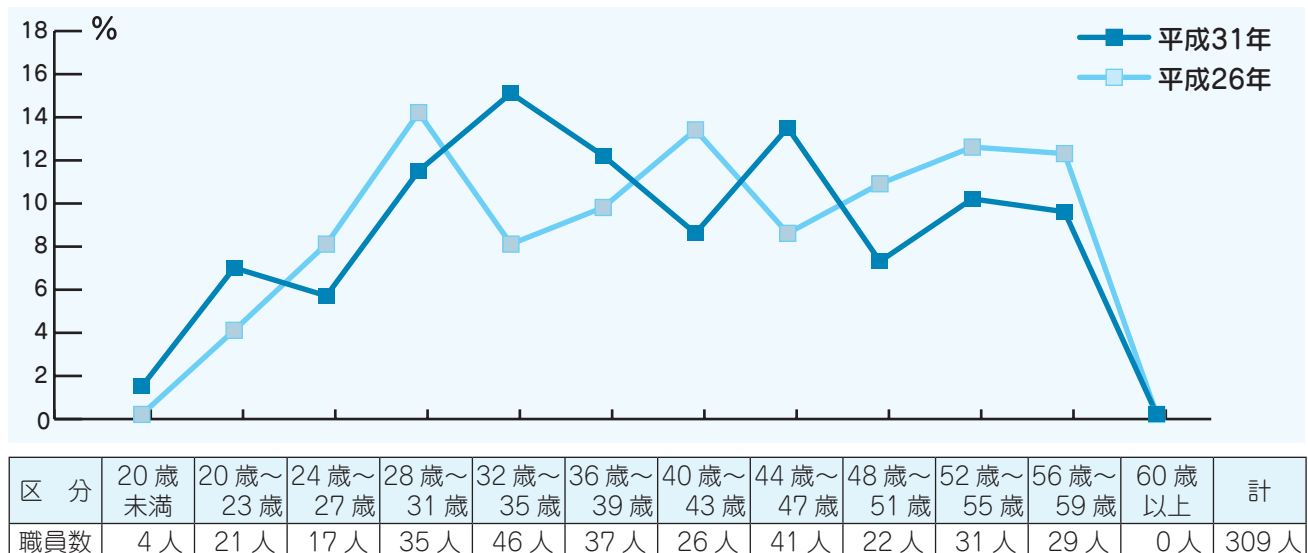
6. 職員数の状況

①部門別職員数と主な増減理由（各年 4 月 1 日現在）

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門			平成 30 年	令和元年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3 人	3 人	0	
		総 務	79 人	80 人	1	政策推進管理業務の充実に伴う増等
		税 務	21 人	21 人	0	
		民 生	75 人	80 人	5	保育業務の充実に伴う保育士の増等
		衛 生	25 人	23 人	▲ 2	業務見直しに伴う他部門への異動による減等
		農林水産	10 人	10 人	0	
		商 工	6 人	6 人	0	
		土 木	25 人	25 人	0	
		小 計	244 人	248 人	4	〈参考〉人口 1 万人あたり職員数 ▼町:52.12 人 ▼類似団体:51.08 人
	教育部門		33 人	35 人	2	教育施設管理等業務の増等による増
小 計		277 人	283 人	6	〈参考〉人口 1 万人あたり職員数 ▼町:59.47 人 ▼類似団体:65.10 人	
公 営 企 業 等 部 門	水 道		4 人	4 人	0	
	下 水 道		6 人	6 人	0	
	そ の 他		16 人	16 人	0	
	小 計		26 人	26 人	0	
合 計			303 人 [406 人]	309 人 [406 人]	6	〈参考〉人口 1 万人あたり職員数 64.93 人

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です 2 [] 内は、条例定数の合計です

②年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



7. 公営企業職員の状況（水道事業）

①職員給与費の状況

▼決算（平成 30 年度）

総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B / A	平成 29 年度の総費用に 占める職員給与費比率
959,589 千円	53,029 千円	30,287 千円	3.2%	3.2%

職員数 A	給 与 費				1 人あたり給与費 B / A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
4 人	15,219 千円	4,948 千円	3,728 千円	23,895 千円	5,974 千円

（注）1 職員手当には、退職給与金を含みません

2 職員数は、平成 31 年 3 月 31 日現在の人数です

②職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	41.5 歳	338,313 円	499,343 円
団体平均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当などを含みます

③職員の手当の状況

▼期末手当・勤勉手当（平成 30 年度）

区分	水道事業	一般行政職
1 人あたり平均支給額	932 千円	1,486 千円

（注）支給割合および加算措置は、一般行政職と同じです

▼退職手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

水道事業			一般行政職		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
1 人あたり平均支給額	—	—	1 人あたり平均支給額	—	13,412 千円

（注）1 支給割合および加算措置は、一般行政職と同じです

2 一般行政職の退職手当の 1 人あたり平均支給額は、平成 30 年度に退職した職員に支給された平均額です

▼時間外勤務手当

支給実績（平成 30 年度決算）	2,928 千円
職員 1 人あたり平均支給年額（平成 30 年度決算）	586 千円
支給実績（平成 29 年度決算）	2,562 千円
職員 1 人あたり平均支給年額（平成 29 年度決算）	512 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます

▼その他の手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）（※）は平成 30 年度決算額です

手当名	内容および支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績（※）	支給職員 1 人あたり 平均支給年額（※）
扶養手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	516 千円	258,000 円
住居手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	324 千円	324,000 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	170 千円	56,668 円
管理職手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	480 千円	480,000 円

問い合わせ：人事課給与厚生係 ☎888-1111 (212・741)

令和元年度の運用状況を報告します！

情報公開制度

個人情報保護制度

総務課文書法制係 ☎888-1111 (214)



情報公開制度

この制度は、開かれた町政の推進と町民の皆さんの町政参加の促進を目的に、町が管理している文書の公開を求める権利をすべての人に保障するものです。

▼請求できる人…どなたでも請求できます

▼請求の方法…請求は、情報公開コーナー（役場2階総務課）で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、請求書に必要な事項を記載していただきます。なお、窓口に来ることができないときは、郵送でも受け付けています。請求書は、町ホームページで取得することができます

▼公開請求に対する決定…請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長する場合があります）に決定し、書面でお知らせします

▼公開方法…お知らせした日時に、情報公開コーナーで閲覧・視聴・写しの交付を行います、その内容について担当者をご説明します

▼令和元年度の運用状況…30件の公開請求がありました（左表参照）

公開請求の決定状況	件数
公開	15
一部公開	10
非公開	1
不存在	4
合計	30

▼公開請求の内容…実施機関別の請求内容は、左表のとおりです

実施機関	件数	主な内容
町長	町長公室	1 筆界等関係記録
	総務部	5 契約関係書類・住居表示台帳図 筆界等関係記録
	町民生活部	5 契約関係書類
	保健福祉部	3 契約関係書類・福祉事業に係る協議関係書類
	産業建設部	12 契約関係書類・水質調査関係書類 町道管理事業関係書類
	町教育委員会	3 小中学校校検診の結果
町議会事務局	1	議会議事録

個人情報保護制度

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、皆さんが、町が保有している自分の個人情報を見たり、その個人情報に事実の誤りがある場合に訂正などを請求することができる仕組みです。

▼請求できる人…自分に関する個人情報についての請求であれば、どなたでもすることができます

▼請求の方法…請求は、情報公開コーナー（役場2階総務課）で受け付けています。その際、本人またはその法定代理人であることの確認のため、運転免許証など身分証明書の提示が必要です

▼開示請求に対する決定…情報公開制度の公開請求に対する決定と同じ

▼開示方法…お知らせした日時に、情報公開コーナーで個人情報の閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者をご説明します。その際も、請求者が本人または法定代理人であることの確認のため、運転免許証など身分証明書の提示が必要です

▼訂正・利用停止の請求…請求者は、開示を受けた自分の個人情報に誤りがあるときは、町にその訂正を求めることができます。また、町の保有する自分の個人情報に条例に違反して収集されたり、利用されたり、保有されたりしていると判断したときには、利用停止を求めることができます

▼令和元年度の運用状況…2件の開示請求がありました。請求内容は左表のとおりです。そのほか、訂正・利用停止の請求はありませんでした

公開請求の決定状況	件数
公開	1
一部公開	0
非公開	0
不存在	1
合計	2

実施機関	件数	主な内容
町長	保健福祉部	1 外出支援サービス事業関係書類
	町教育委員会	1 教育委員会内相談記録

紹介します！ 令和 2 年度の

統計調査員さん

令和 2 年度実施の主な調査

- ▼工業統計調査(6月1日基準日)
- ▼国勢調査(10月1日基準日)
- ▼労働力調査(11月～2月)
- ▼毎月勤労統計調査(通年)

行政区・氏名(敬称略)



阿見台
藤山 英夫



中郷西
岩月 邦雄

阿見中 地区

23 行政区



中央西
安掛 武一



中央東
大谷 隆義



西方
湯原 弘



宿
湯原 清



北
栗山 恒男



西郷
川村 彰



一区南
小平 義一



三区下
中村 昇



三区上
中村 恒雄



鈴木
福島 千臣



中央北
糸賀 忠



中央南
豊島 繁



中吉原
糸賀 進



上吉原
飯塚 勝



大砂
山田 昭一



富士団地
小松 俊夫



上郷
関口 弘行



一区北
村田 和夫



二区北
阿久津 隆男



住吉
江口 美清

朝日中 地区

15 行政区



福田
木村 幹也



新山
齊藤 孝



下吉原
青山 茂夫



シンワ
鈴木 進



本郷
鈴木 忠



下本郷
下村 茂



上本郷
宮本 宗吉



一区
川上 進



二区南
井澤 清

●各種統計調査へのご協力をお願いします

 上長 川崎 友一郎	 下小池 福岡 修	 上小池 大澤 清	 寺子 加藤 誠	 実穀 川田 敏夫	 中根 湯原 一茂
 青宿 小倉 修	 立ノ越 川村 誠	 中郷東 種田 富雄	 岡崎 松本 康雄	竹来中 地区 28 行政区 	 筑見 松井 幸雄
 曙東 尾崎 勝男	 白鷺団地 石井 一夫	 大室 吉田 栄一	 霞台 新明 喜代司	 廻戸 前島 静雄	 新町 吉田 俊一
 塙 栗山 昭能	 石川 中野 茂樹	 大形 宇津木 正志	 君島 戸之岡 佑一	 レイクサイドタウン 川端 康弘	 曙南 糸賀 士
 下島津 諏訪原 実	 上島津 櫻井 博	 飯倉二区 栗原 恒幸	 飯倉 松本 実	 上条 廣瀬 隆	 追原 飯田 孝
 南平台三丁目 新井 理江	 南平台二丁目 小林 幹郎	 南平台一丁目 梶間 常司	 竹来 吉田 隆司	 掛馬 平岡 均	 南島津 大久保 卓幸

町・県民税（住民税）の 公的年金からの 特別徴収（天引き）制度

65 歳以上
の人



税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151・152・156)

65 歳以上の公的年金を受給されている人のうち、住民税を納付する義務がある人について、公的年金にかかわる住民税を年金から天引きする制度です。平成 21 年 10 月支払い分の年金から導入されました。

対象者

公的年金の受給者で以下のすべてを満たす人

- ▼ 65 歳以上（4 月 1 日現在）である
 - ▼ 公的年金にかかる住民税の納税義務がある
 - ▼ 年額 18 万円以上の老齢基礎年金等を受給している
 - ▼ 介護保険料が公的年金から特別徴収されている
 - ▼ 所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢医療保険料・住民税の合計額が当該年金の支払額を超えない
- ※ご自身が対象になっているかどうかは 6 月中旬ごろに町から送付する住民税の税額決定・納税通知書でご確認ください。なお、65 歳未満で公的年金を受給している給与所得者については、原則として「公的年金所得」と「給与所得」にかかる住民税を合算して給与から天引きする制度となります

徴収される税額

公的年金からは公的年金の所得にかかる税額のみを天引きします。

公的年金以外の所得（給与・不動産など）にかかる税額は年金から天引きはせずに、普通徴収（納付書または口座振替）または給与からの天引きで納めていただくことになります。

対象となる年金

老齢等年金給付（老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金など） ※ 遺族年金や障害年金は対象外

徴収方法および税額

新しく特別徴収を開始する年度の徴収方法

上半期（6 月・8 月）：年税額の 4 分の 1 ずつ徴収し、**普通徴収**（納付書または口座振替）で徴収

下半期（10 月・12 月・翌年 2 月）：年税額の 6 分の 1 ずつ徴収し、**特別徴収**（年金からの天引き）で徴収

期別	上半期	下半期
徴収方法	普通徴収（納付書・口座振替）	特別徴収（年金からの天引き）
課税月	第 1 期（6 月）・第 2 期（8 月）	10 月・12 月・翌年 2 月
税額	それぞれ年税額の 4 分の 1 を徴収	それぞれ年税額の 6 分の 1 を徴収

■特別徴収が継続される2年目以降の徴収方法

上半期・下半期ともに特別徴収。

上半期については、普通徴収（納付書または口座振替）となる場合があります。※1

期別	上半期（仮徴収）	下半期（本徴収）
徴収方法	特別徴収（年金からの天引き）	特別徴収（年金からの天引き）
課税月	4月・6月・8月	10月・12月・翌年2月
税額	それぞれ前年度の公的年金に係る年税額の6分の1を徴収（※1）	それぞれ年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1

※1 仮徴収は、前年度において本徴収されていた人が対象になります。そのため、前年度の下半期の本徴収が出なかった人や、前年度途中で下半期の本徴収が停止となった場合などは、翌年度の上半期の仮徴収は行われませんので、普通徴収（第1期・第2期）となり納付書または口座振替により納めていただくこととなりますので、ご了承ください

仮徴収税額が還付となる人

税額は6月に決定しますが、当該年度の税額決定前に仮徴収額（4月・6月・8月）が決定されるため、今年度の税額が昨年度より大きく下がった人などについては、決定した税額が仮徴収の金額よりも少なくなる場合があります。

この場合、実際に年金から仮徴収額が天引きされた後に、納め過ぎとなった差額を還付させていただきます。

還付手続きの通知につきましては、年金保険者から町に納入されたことが確認された月ごとに「過誤納金還付（充当）通知書」を発送させていただくことから、複数回に分かれることがありますのでご了承ください。

特別徴収が中止になる場合

次のような場合には特別徴収が中止となり、普通徴収（納付書または口座振替）により納めていただくことになります。

- ① 介護保険料が公的年金から特別徴収されないとき
- ② 公的年金から特別徴収されている人が亡くなったとき（普通徴収の納税通知書は、相続の対象となる親族の人へ送付します）
- ③ 所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢医療保険料・住民税の合計額が当該年金の支払額を超えるとき
- ④ 町を転出し、町の介護保険被保険者でなくなったとき
- ⑤ 住民税の税額が変更となったとき

※④⑤のケース（転出や税額変更があったとき）についても、一定の要件のもと、特別徴収が継続される場合があります

税の公平性・適正な賦課

個人 町・県民税（住民税）について

税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151・152・156)

住民税の税率

種 類	町民税	県民税	合 計
均等割	3,500 円（※ 1）	2,500 円（※ 2）	6,000 円
所得割	6%	4%	10%

※ 1 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に基づき、東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成 26 年度から令和 5 年度まで 500 円が加算されました

※ 2 森林湖沼環境税の導入により平成 20 年度から令和 3 年度まで 1,000 円が加算された額となっています。なお、個人県民税の均等割の税率についても、※ 1 同様、東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成 26 年度から令和 5 年度まで 500 円が加算されました

住民税が課税されない

均等割も所得割もかからない人

▼生活保護法により生活扶助を受けている人

▼障害者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が 125 万円以下（給与所得者の年収に直すと 204 万 4 千円未満）

均等割がかからない人

前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人

▼控除対象配偶者、扶養親族のある人の場合：

28 万円 ×（本人 + 控除対象配偶者および扶養親族の数）+ 16 万 8 千円

▼控除対象配偶者、扶養親族がいない人の場合：28 万円

所得割がかからない人

前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人

▼控除対象配偶者、扶養親族のある人の場合：35 万円 ×（本人 + 控除対象配偶者および扶養親族の数）+ 32 万円

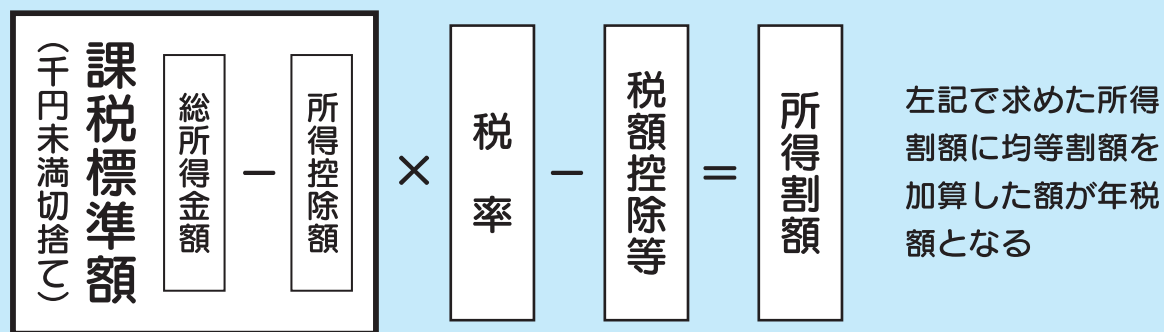
▼控除対象配偶者、扶養親族がいない人の場合：35 万円

▼所得控除の合計額が総所得金額を上回る人

納期および納税の方法

区 分	納期および納税の方法
普通徴収	事業所得者などの人の住民税は、役場から送付する納付書により、6 月・8 月・10 月・翌年 1 月の年 4 回の納期に分けて納付していただく方法です
特別徴収	給与所得者の住民税は、給与の支払者が毎月の給与の支払いの際にその人の給与から住民税を天引きし、これを翌月の 10 日までに町に納入することになっています。これを給与からの特別徴収といい、給与の支払者を特別徴収義務者と呼んでいます
公的年金から特別徴収	65 歳以上の公的年金を受給されている人のうち、住民税を納付する義務がある人について、公的年金にかかる住民税を年金から天引きする制度です

税額計算の流れ



所得金額

所得金額とは、前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入から必要経費や給与所得控除額などを差し引いたものです。所得が多数ある場合は、それぞれの所得金額を算出し、それらを合計します。

所得控除の主な種類

所得控除は、生活の個々事情（扶養者数、医療費の出費等）を反映させ、個々の事情に合わせた税負担となるよう考慮するものです。

所得控除の区分	内 容
医療費控除	前年中に自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるとときに受けることができる
社会保険控除	自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料等）を納めた場合において、その支払った金額について所得控除を受けることができる
生命保険料控除	生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を支払った場合において、一定の金額の所得控除を受けることができる
障害者控除	自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が障害者にあてはまる場合において、一定の金額の所得控除を受けることができる
寡婦・寡夫控除	納税者が寡婦または寡夫であるときに一定の金額の所得控除を受けることができる
配偶者控除	生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が38万円以下である場合に一定の金額の所得控除を受けることができる（自己の所得金額が1千万円を超える場合は対象外）
配偶者特別控除	配偶者控除の適用がない人で、自己の所得金額が1千万円以下であり、かつ配偶者の所得が38万円を超え123万円以下の場合は、自己および配偶者の所得金額に応じて一定の金額の所得控除を受けることができる
扶養控除	控除対象の扶養親族となる人がいる場合に一定の金額の所得控除を受けることができる
基礎控除	他の所得控除のように一定の要件に該当する場合に控除するというものではなく、一律に適用される

税額控除の主な種類

税額控除の区分	内 容
調整控除	所得税と住民税の人的控除（基礎控除、扶養控除など）の差に基づく負担増を調整するための控除
税額調整	住民税所得割の非課税基準を若干上回る所得を有する人の税引き後の所得金額が、非課税の人の所得金額を下回ることのないように税額を減ずる調整措置
住宅借入金等特別税額控除	所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けていて、一定の要件を満たす場合は、一定の算出方法で算出した金額を、翌年度分の住民税所得割額から控除
寄付金税額控除	前年中に都道府県、市町村や特定の団体に2,000円を超えて寄附した場合、一定の算出方法で算出した金額を所得割額から控除

自助・共助の向上のため

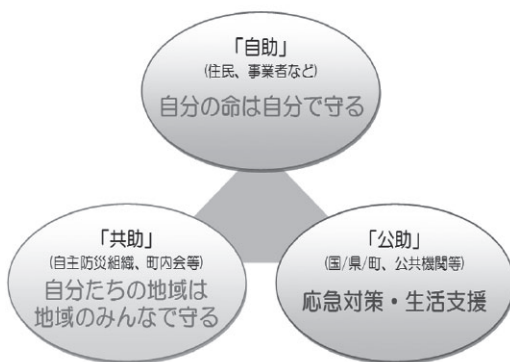
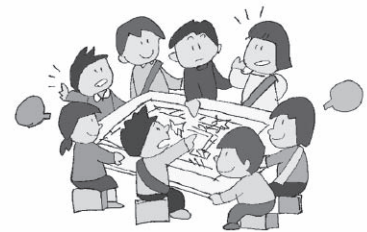
地区防災計画

の策定を推進しています

防災危機管理課防災係 ☎888-1111(277)

地区防災計画とは

住民の災害による被害を未然に防ぎ（防災）、少なくする（減災）ためには、災害に備えて国・県・町が行う「公助」はもちろん重要ですが、自分の命は自分で守る「自助」や、地域の安全は地域で守る「共助」が非常に重要になります。この「自助」「共助」の向上を目的に、地区住民が話し合い、自分の地区の災害時の課題点を再確認し、災害に備えてどうするかを定める計画が「地区防災計画」です。



国・県・町は、災害発生時には全力で応急対策・生活支援活動などの公助に取り組みますが、大規模災害時にはその活動にも限界が出てきます。そのような場合、最も頼りになるのは地域住民による助け合いである共助です。

現在、町では各行政区ごとに自主防災組織という行政区内の防災活動を担当する組織が設立されています。この組織を中心として、地域住民による災害時の各種協力体制を構築したり、住民一人ひとりの防災意識の向上に取り組むには、地区防災計画を策定・活用する事は非常に有効です。

町における防災計画の策定状況

町では、平成28年度より地区防災計画策定支援を実施し、令和元年度までに24地区（※）での策定を完了しています。今後も継続的に支援事業を実施し、最終的には町内全行政区（66地区）での計画策定を目指していきます。



地区防災計画を策定した行政区の自主防災組織においては、今後、計画に基づいた防災訓練の実践等により、地域の防災力を高めていきます。また、町もこれと協働で各種訓練を行い、共助と公助の連携を強化していきます。

住民の皆さまも、自主防災組織が実施する防災訓練等に積極的に参加して、地域全体で協力しあう環境づくりを進めましょう。

※…立ノ越、青宿、新町、廻戸、霞台、大室、曙東、大砂、上吉原、中吉原、下吉原、新山、福田、追原、南島津、竹来、岡崎、中郷東、レイクサイドタウン、二区南、下小池、南平台1丁目・2丁目・3丁目



大雨による水害や土砂災害 への『備え』を万全に

梅雨や台風の季節を迎えます。6月から10月ごろにかけて、集中豪雨や台風による水害・土砂災害への備えが大切です。

台風等に関する気象情報は、テレビなどによりある程度事前に把握することが可能です。

災害による被害を最小限にするため、日ごろから防災意識を持ち、災害に対する準備、家庭や地域での連携と助け合いにより、安全を守りましょう。

町が発令する避難情報について

災害の危険が迫った場合、緊急度の段階に応じて、避難勧告等の避難に関する情報が発令されますが、避難勧告等の対象区域外であっても、危険だと判断した場合は、自主的かつ速やかに避難を行ってください。避難をした結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えでいましょう。

避難情報が出たら早めの避難行動を！

警戒レベル

3

- | | |
|--------------------|---|
| ①避難準備・
高齢者等避難開始 | 避難の準備を始めてください。
避難に時間を要する人は避難を開始してください。 |
|--------------------|---|



4

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| ②避難勧告 | 危険が高まっています。
避難を開始してください。 |
| ③避難指示（緊急） | 危険が非常に迫っています。
直ちに避難を完了してください。 |



土砂災害から身を守りましょう！

土砂災害は突発的に発生し、一瞬にして生命や財産を奪ってしまいます。日頃から下記のような現象には注意し、少しでもおかしいと感じたり、異常な現象を確認したときは、早めに自主避難をしましょう。

※町の土砂災害ハザードマップは、町ホームページまたは防災危機管理課窓口で確認できます

土砂災害が発生しやすい前兆現象の例

- | | |
|----------------|--------------|
| ▼がけからの水がにごる | ▼地下水や湧き水が止まる |
| ▼斜面のひび割れ、変形がある | ▼小石が落ちてくる |
| ▼がけから音がする | ▼異様なおいがする など |

いざという時に備え「非常用持出袋」を用意しておきましょう！
3日分程度の食糧・日用品・懐中電灯や携帯ラジオの予備電池も忘れずに。



防災情報を確認しましょう！

●テレビ・ラジオ

台風等の進路予測、気象予報・警報などが入手できます

●防災行政無線

大雨等の特別警報や土砂災害警戒情報の気象情報、避難勧告等の発令や避難所に関する情報などをお知らせします

※放送内容が聞き取れなかった場合は、下記の電話番号から聞くことができます

☎ 0120-131-813(フリーダイヤル・通話料無料)

●緊急速報メール・エリアメール

緊急地震速報や特別警報のほか、災害・避難情報などが対象エリアにいる人の携帯電話へ配信されます

●あみメール

災害・防犯情報等の緊急情報のほか、町のイベント情報が配信されます。t-ami@sg-m.jp に空メールを送信、もしくは右記二次元コードを読み取り、登録してください

●気象庁・町ホームページ・町公式ツイッターなど



ご存じですか？ 医療福祉費(マル福)制度

医療福祉

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111 (134・135)

町に住所があり、各種健康保険に加入していて、左記の対象になる人に対し、保険診療となる医療費(※)を助成する制度です。本人、配偶者または扶養義務者について所得制限があり(小児を除く)、基準を超えた人は対象から除かれます。また、生活保護を受けている人も対象外です。

※柔道整復師等による各種健康保険の適用となる施術も含まれます

対象となる人

●小児

0歳～18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで

●重度心身障害者

身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人

心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうもしくは直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障害により、身体障害者手帳3級の交付を受けている人

療育手帳(判定A以上)の交付を受けている人

療育手帳(判定B)および身体障害者手帳3級の両方の交付を受けている人

特別児童扶養手当1級の支給対象の人

障害基礎年金1級に該当する障害年金を受給している人

精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人

※65歳以上75歳未満の人は、後期高齢者医療制度への加入が要件となります

●母子(父子)家庭

配偶者のいない女性(男性)とその子(現に監護している場合のみ。子の18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで。子が障害児または高校在学中の場合は20歳未満【要件あり】)

●妊産婦

母子保健法に基づく妊娠の届出をした人(妊娠届出月の初日から出産月の翌月の末日まで)

■マル福の申請

国保年金課窓口へ左記のものを持参し申請してください。

該当の場合マル福受給者証を交付します。なお年に1回更新があります(妊産婦を除く)。

●持参するもの…
本人確認書類(運転免許証等) ●健康保険証 ●印鑑 ●18歳までの人は保護者の金融機関の口座番号のわかるもの ●重度心身障害者に該当の人は身体障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当証書・障

害年金証書・精神障害者保健福祉手帳等 ●妊産婦に該当の人は母子健康手帳・妊産婦本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの ●転入等により、町で所得の確認ができない人は住民税課税証明書等(源泉徴収票不可)

※住民税課税証明書等は『総所得・扶養人数・所得控除』の記載されたものです。対象者により必要な年度が異なりますので、係までお問い合わせください

●**県内の病院にかかる場合**
健康保険証等とマル福受給者証を医療機関等の窓口提示してください。

●**窓口での自己負担**
外来の場合、医療機関ごとに1日600円、月2回を限度に自己負担となります。保険薬局での調剤にかかる自己負担はありません

●**入院の場合**…1日300円、月3000円を限度に自己負担となります。入院時の食事代(標準負担額)は自己負担となります

●**重度心身障害者のマル福に該当する人は自己負担金はありません**

●**町からの助成**
18歳までの人は、医療機関の窓口で支払った外来および入院自己負担金を町が独自に助成します。外来自己負担金が600円未満の場合には、外来自己負担金支給の申請をしてください。

●**県外の病院にかかる場合**
マル福受給者証は、県外での診療には使用できません。県外で診療を受けたときは、国保年金課窓口で医療福祉費支給の申請をしてください。後日指定口座に振り込みます。

●**いろいろな届出**
左記のような時には、国保年金課窓口に出出が必要になります。

●住所や氏名が変わったとき

●健康保険証が変わったとき

●身体障害者手帳・療育手帳・障害年金・精神障害者保健福祉手帳の等級や判定に変更があったとき

●交通事故等の第三者行為で病院にかかるとき

手続きをお忘れなく！

児童手当制度

6月は現況届の提出時期です

子ども家庭課 ☎888-1111 (119)



■児童手当制度の目的

児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、児童を養育する者に対し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給されるものです。

■対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人で町内に住民登録がある人

■新たに児童手当の支給を受けるための手続き

出生や転入などで新たな受給資格が発生した場合は、事由の発生した翌日から数えて15日以内に児童を養育している人が、住所地の市町村長へ認定請求書の提出などの手続きをしてください。遅れた場合は、さかのぼって支給できません。なお、公務員の人は勤務先での手続きとなりますので勤務先へご確認ください。

■支払月

原則として6月・10月・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します

■支給額

児童の年齢	児童1人あたりの月額
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

▼第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している子のうち、3番目以降の子を指します

▼中学校を修了した子は手当の支給対象とはなりませんが、養育している子とみなします

■所得制限

扶養親族数	所得制限額
0人	6,220,000円
1人	6,600,000円
2人	6,980,000円
3人	7,360,000円
4人	7,740,000円

▼児童手当には所得制限があり、受給者の所得が制限額以上の場合、手当の月額は児童の年齢に関係なく5,000円となります

▼所得制限額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。配偶者および同居の家族の所得は合算しません

■現況届の提出

児童手当を受給している人は、毎年6月に児童の養育状況などを確認するため、『児童手当・特別給付現況届』を提出していただきます。5月分まで手当を受給していた人には、6月中旬に書類を送付しますので、同封の案内を確認のうえ、下記へ提出してください。『児童手当・特別給付現況届』を提出しない場合は、受給資格があっても6月分以降（10月期以降）の支給が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▼提出期限：6月30日（火）まで ※土・日を除く ▼提出先：役場1階子ども家庭課

▼必要書類：▼児童手当・特別給付現況届▼厚生年金等加入者の場合：健康保険被保険者証の写し（町国保加入者は健康保険被保険者証の写しは必要ありません）▼令和2年1月2日以降に町へ転入した場合：令和2年1月1日現在の住所地をご記入ください▼児童と別居している場合：『児童手当・特例給付別居監護申立書（対象者には封入して送付します。封入されていない場合は子ども家庭課窓口でご請求ください）』

6月4日～10日は

歯と口の健康週間

です

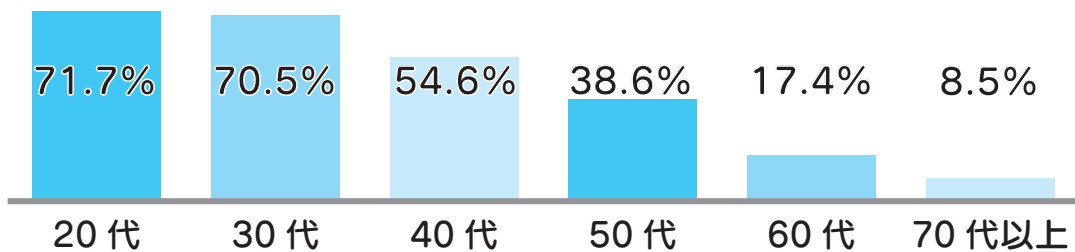
健康づくり課（総合保険福祉会館「さわやかセンター」内） ☎888-2940

「80歳で20本以上の自分の歯を保つ」ことが生涯にわたる生活の質の維持・向上に欠かせません。自分の歯が20本未満になると、うまく食べられない、滑舌が悪くなる、表情がとぼしくなるなど、生活の質が大きく下がると言われています。お口の機能を維持して、健康長寿をめざしましょう。

歯周病は歯を失う大きな原因となります

歯周病とは、歯こう（細菌の塊）によって、歯ぐきや歯を支えている骨などが病気になることです。年齢と共に、口の機能が低下し、歯周病になりやすくなります

歯が28本※残っている人の割合 ※第3大臼歯（親知らず）を除いた本数



平成29年度阿見町健康づくりに関するアンケート結果より

歯周病は全身に悪影響を及ぼします

糖尿病

歯周病菌が血管に入ると、ホルモンの働きが乱れ、血糖値が下がりにくくなります

肺炎

歯周病菌が誤って気管に入ると、肺炎になることがあります

動脈硬化

歯周病菌が血管に入ると血管壁を傷つけ、動脈硬化につながります。動脈硬化は、心筋梗塞・脳卒中を引き起こします

栄養状態の悪化

噛むことができなくなると、食べる量が減り、栄養状態が悪くなります。要介護状態につながることもあります。

認知症

噛むことができなくなると、脳の活性化が低下します

セルフケアと定期的な健診が大切です

セルフケア

- ▼食後の歯みがきは必ず行いましょう
- ▼歯間ブラシを活用しましょう。歯と歯の間の部分の汚れ（歯こう）を落としましょう
- ▼歯ぐきの状態をよく観察しましょう。出血や腫れなど、気になる症状がある場合は受診しましょう
- ▼喫煙は歯周病の原因になります。受動喫煙でも、歯周病になってしまいますので、禁煙をめざしましょう

定期的な健診

- ▼歯周病の早期発見のために、1年に1回は歯科健診を受けましょう
- ▼歯を正しくみがけているか確認しましょう

熱中症・食中毒に 気をつけましょう



健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

熱中症に気をつけましょう

■熱中症とは

高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かず、体内に熱がこもった状態です。**熱中症になると、めまい・頭痛・吐き気・身体のだるさ等の症状が現れ、ひどいときは意識障害や死に至ることもあります。**

熱中症は**環境・からだ・行動の3つの要因**によって引き起こされる危険性があります

▼**環境**：気温が高い（急に暑くなって暑さに慣れない）、湿度が高い、風が弱い

▼**からだ**：高齢者や子ども、二日酔いや寝不足、脱水状態

▼**行動**：激しい運動、屋外作業、水分補給できない

■熱中症の予防

外出時には
こまめな休憩と水分補給・日傘や帽子の着用・日陰の利用 通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服の着用 気温が高い日には、日中の外出をできるだけ控える

家では
扇風機やエアコンで室温をこまめに調節する こまめな水分補給 遮光カーテン・すだれ・打ち水を利用する

■熱中症が疑われる時は

- ▼涼しい場所へ移動し、衣服を緩め、濡れたタオルなどで体を冷やす
- ▼水分・塩分の補給
- ▼意識がないときは、すぐに救急車を呼んでください

詳しくは町ホームページをご覧ください http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/20-5-0-0-0_7.html

食中毒を予防しましょう

6月は梅雨入りとともに気温・湿度が上昇し、食中毒が増える時期です。**食中毒予防の三原則は食中毒の原因となる菌を「付けない・増やさない・殺菌する」です。**「食中毒予防の6つのポイント」をきちんと行い家庭から食中毒をなくしましょう。

■食中毒予防の6つのポイント

①食品の購入	生鮮食品などのように冷蔵・冷凍等の温度管理の必要な食品はすぐに持ち帰りましょう
②家庭での保存	冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は-15℃以下に維持することが目安です
③料理の下準備	こまめに手を洗い、包丁やまな板は、肉や魚を切ったあとに一度熱湯で洗いましょう。 肉用、魚用、野菜用とそれぞれ別々にそろえると安全です
④調理	加熱して調理する食品は中心部まで十分に加熱しましょう
⑤食事	調理前の食品や調理後の食品は、室温に長く放置してはいけません
⑥残った食品	残った食品を温め直す時も十分に加熱しましょう

詳しくは町ホームページをご覧ください http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/20-5-0-0-0_5.html

総合健診・成人健康づくり健診 (集団健診)

を行います



健康づくり課健康推進係 ☎888-2940

病気の早期発見・早期治療、生活の質を高めるためのライフスタイル改善のきっかけとして、定期的に健康診査を受けることが大切です。年に1回の健康診査を受けて、自分の健康状態を把握することで、健康的な生活習慣を身につけましょう。

健診項目 ※町国保の人間ドック・脳ドックや、医療機関健診で受診していない項目のみ受診可

20～39歳の人

●対象年齢は令和3年3月31日までの到達年齢

健康診査	対象年齢	検査内容	自己負担額
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測(腹囲含む)・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖・腎機能) ※オプション検査として、貧血検査や眼底検査、心電図検査を追加できます。健診当日にお申し込みください	1,000円

40歳以上の人

●対象年齢は令和3年3月31日までの到達年齢

健康診査	対象年齢	検査内容	自己負担額
特定健診(町国保)	40～74歳	問診・身体計測(腹囲含む)・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖・腎機能・貧血)・眼底検査・心電図検査	1,300円
後期高齢者健診	75歳の誕生日以降(65歳以上の一部対象者)	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖・腎機能) ※オプション検査として1,300円をお支払いいただくことで貧血検査・眼底検査・心電図検査のセット検査を追加できます。健診当日にお申し込みください	無料

がん検診	対象年齢	検査内容等	自己負担額
胃がん検診	40歳以上	胃レントゲン検査(バリウム検査)	1,100円
肺がん検診	40～64歳	胸部レントゲン検査	300円
結核・肺がん検診	65歳以上	胸部レントゲン検査	無料
かくたん 喀痰検査	40歳以上の該当者	かくたん たん 喀痰細胞診(痰の検査) ※対象:肺がん検診を受ける人のうち、『喫煙年数×1日の本数』が600以上の人(健診当日に痰を取るための容器を配布します。後日、指定された日に容器を提出していただきます)	800円
大腸がん検診	40歳以上	免疫便潜血検査(検便2日分)	600円
前立腺がん検診	50歳以上	血液検査 ※対象:男性のみ	700円
肝炎ウイルス検診	40歳以上の該当者	血液検査(B型肝炎・C型肝炎のウイルス検査) ※対象:これまで肝炎ウイルス検診を受けたことがない人	800円

健診日程 ※健診項目により実施日時が異なります

胃がん検診を受診する人の健診日程

※ 20 ～ 39 歳の人と 40 歳以上で胃がん検診を受診する人が対象。
40 歳以上の人は胃がん検診必須です。他の検診も受診できます

健診項目: 胃がん検診、肺がん・結核検診、喀痰^{かくたん}検査、大腸がん検診、前立腺^{せん}がん検診、肝炎ウイルス検診、
特定健診、後期高齢者健診、成人健康づくり健診

期 日		会 場	受付時間
8 月	24 日(月)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	全日程共通 ①午前 7 時 ～ 7 時 45 分 ②午前 8 時 ～ 8 時 45 分 ③午前 9 時 ～ 9 時 45 分 ④午前 10 時 ～ 10 時 45 分
	25 日(火)		
	26 日(水)	かすみ公民館	
10 月	1 日(木)	本郷ふれあいセンター	
	2 日(金)		
	6 日(火)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
	7 日(水)		
11 月	8 日(日)		
	9 日(月)		

胃がん検診を受診しない人の健診日程

※ 20 ～ 39 歳の人と 40 歳以上で胃がん検診を受診しない人が対象。胃がん検診はありません。その他の検診が受診できます

健診項目: 肺がん・結核検診、喀痰^{かくたん}検査、大腸がん検診、前立腺^{せん}がん検診、肝炎ウイルス検診、特定健診、
後期高齢者健診、成人健康づくり健診

期 日		会 場	受付時間
11月	24 日(火)	午前・午後:総合保健福祉会館『さわやかセンター』	全日程共通 ①午前 9 時 30 分 ～ 11 時 ②午後 2 時 ～ 3 時
	26 日(木)	午前・午後:本郷ふれあいセンター	
	27 日(金)		
	29 日(日)	午後:総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
1 日(火)			
12月	2 日(水)	午前・午後:かすみ公民館	
	4 日(金)	午前:君原公民館 午後:総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
	7 日(月)	午後:総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
	8 日(火)		
	18 日(金)	午前:舟島ふれあいセンター 午後:総合保健福祉会館『さわやかセンター』	

集団健診の流れ ※健診を受診するためには、事前の申し込みが必要です



申込期間

6月15日(月)まで(必着)

※お申し込みされた人には、7月下旬～8月中旬に集団健診の受診券・ご案内が届きます

申込方法

下記①②いずれかの方法でお申し込みください

※令和3年3月31日までに40歳・45歳・61歳になる人と、令和3年3月31日時点で41歳以上の人のうち、過去2年間に町が実施した特定健診・各種がん検診を受診した人は5月下旬に健康づくり課から送付された『令和2年度総合健診申込用紙』でもお申し込みいただけます

- ① 27ページの健診申込用紙に必要事項を記入し、①②いずれかの方法で申し込む
 - ①健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』）窓口に来館して申し込む
 - ②はがきまたは封筒により下記へ郵送で申し込む
- ② インターネットから申し込む（下記申込用二次元コードを読み取ることで、申し込み画面にアクセスできます）

※電話やファックスによる申し込みはできません

※申し込みされた日時が希望者多数の場合、事前の連絡なく希望日時以外の日程でご案内させていただくこともあります。ご了承ください（先着順ではありません）

※今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、健診が延期・中止となる可能性があります。その際は広報やホームページでお知らせします

申込先

- ① 〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)
- ② https://s-kantan.jp/town-ami-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=12045

申込用二次元コード▶



自己負担額の免除

下記に該当する人は、町が実施する健診は無料になります。健診当日に手帳等の証明できるものをご提示ください。

- ▼身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が1級または2級の人
- ▼精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の等級が1級の人
- ▼療育手帳に記載されている障害の程度が㊦またはAの人
- ▼生活保護受給者

申込用紙

※町国保以外の保険（社会保険等）に加入の人で特定健診を希望する場合

町の集団健診で特定健診を受診できるかを、加入している社会保険の保険者にご確認のうえ、お申し込みください。なお、健診当日に**保険者から発行される特定健診受診券と保険証がない場合は、特定健診を受診することができませんのでご注意ください。**

令和2年度 総合健診・成人健康づくり健診申込用紙

住所 阿見町

氏名

性別

生年月日

年齢

歳

令和3年3月31日時点

① 受診する健診名の左側の空欄に○をつけてください。

	成人健康づくり健診	20～39歳
	特定健診（町国保）	40～74歳
	後期高齢者健診	75歳の誕生日以降 （65歳以上の一部対象者）
	胃がん検診	40歳以上
	大腸がん検診	
	肺がん検診 （胸部レントゲン検査）	40～64歳
	結核・肺がん検診 （胸部レントゲン検査）	65歳以上
	前立腺がん検診	50歳以上（男性のみ）
	喀痰検査	40歳以上（該当者のみ）
	肝炎ウイルス検診	

町国保以外の人で特定健診を希望する人は左側の空欄に○をつけてください

	特定健診（阿見町国保以外※）	40～74歳
--	----------------	--------

② 電話番号と健診の希望日を記入してください。

電話番号	— —			
健診希望日	なし	あり：	月	日 時

がんの早期発見には、定期的に検診を受けることが最善の方法です

がん検診を受ける人は、必ずお読みください

- がん検診を受けることでがんによる死亡リスクが減少します
- がん検診で「要精密検査」になった場合は、その後必ず精密検査を受けてください
- 検診では、がんでないのに「要精密検査」と判定される場合や、がんがあるのにそのがんを見つけれない場合もあります
- 気になる症状がある場合は、検診を待たずに医療機関を受診してください
- がん検診は町と各医療機関が連携して行っています。精密検査の結果は各関係機関で共有されます

まい・あみ・まつり 2020

開催中止について



まい・あみ・まつり 2020 の開催に向けてご尽力いただいている関係各位ならびに町民の皆さまへ、まつり開催の中止をお知らせします。

当実行員会では、令和2年8月1日(土)・2日(日)のまつり開催に向けて準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない現状を鑑み、クラスター発生予防の観点からまつり開催に向けた準備が困難な状況にあります。また、当まつりは、多くの町民等が集うイベントとなるため、来場者の安心・安全を最優先に考え、今年度のまつり開催を中止とさせていただきます。

まつりを楽しみにされていた方や関係者の皆さまには、何卒ご理解いただき、令和3年度のまつり成功に向けて、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

令和2年4月15日

まい・あみ・まつり実行委員会
委員長 松 浦 健 一

今年度ご協力いただいた、まい・あみ・まつり実行委員をご紹介します。

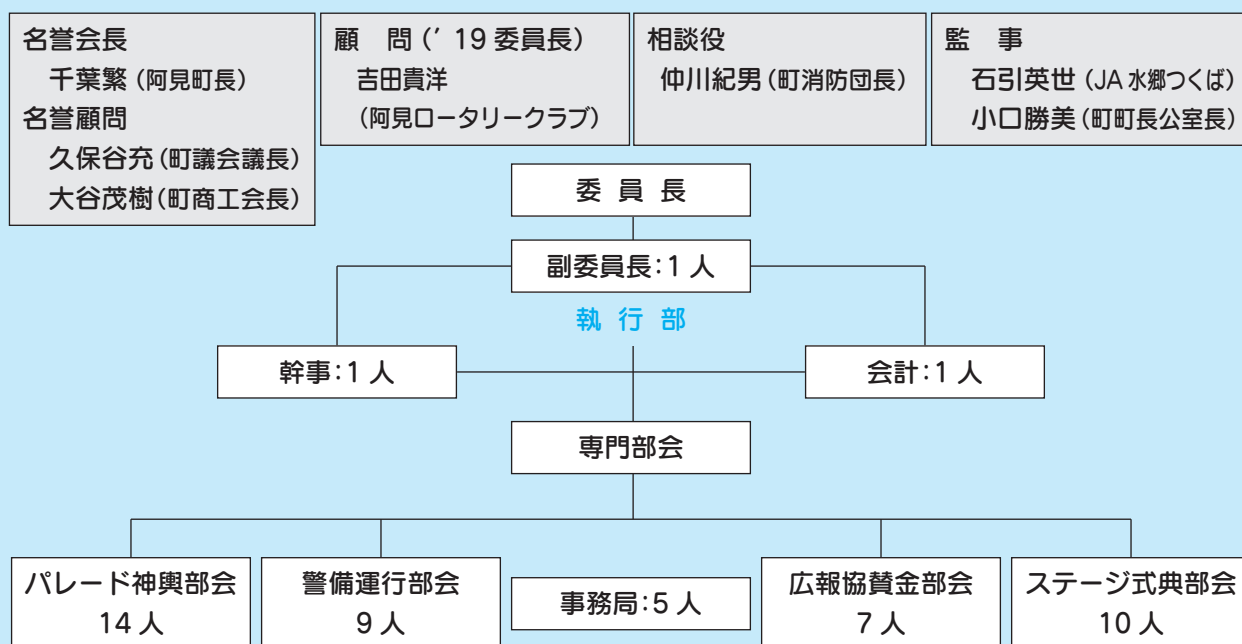
広報協賛金部会

部長	秋元 悟 (阿見町商工会)
副部長	糸賀 直人 (JA 水郷つくば)
副部長	武埜 文明 (阿見町商工会)
会計	齋藤 祐司 (阿見町役場)
	佐野 真由美 (阿見町社会福祉協議会)
	難波 千香子 (阿見町商工会)
	吉田 裕子 (阿見町商工会)

本部役員

委員長	松浦 健一 (一般応募)
副委員長	若泉 徳士 (一般応募)
幹事	糸賀 隆之 (阿見町役場)
会計	殿岡 有美 (阿見町役場)
事務局	竹之内 英一 (阿見町役場)
事務局	本橋 大輔 (阿見町役場)
事務局	高橋 大輔 (阿見町役場)
事務局	東 智子 (阿見町役場)
事務局	塚原 さつき (阿見町役場)

●実行委員会組織図●



令和2年4月15日現在

パレード神輿部会

部長	浅野 英子 (天翔如人)	副部長	小柳 望 (茨城 YOSAKOI 小柳組)
副部長	清水 直美 (桜睦会)	会計	大竹 恵美子 (天翔如人)
	飯塚 順一 (阿見神輿連合)		乾 祐馬 (阿見神輿連合)
	菊池 映子 (曙獅子連)		木村 美由紀 (一般応募)
	佐々木 茂文 (阿見町区長会)		原 和彦 (青宿むつみ会)
	藤間 明美 (三頭獅子神輿会)		松本 太洋 (東睦)
	宮本 香織 (よさこい雅)		森 徳子 (青宿むつみ会)

ステージ式典部会

部長	野口 雅敏 ((一財)霞ヶ浦成人病研究事業団)
副部長	鳥井 潤一郎 (茨城大学農学部)
副部長	武藤 次男 (一般応募)
会計	佐野 智美 (阿見町役場)
	小堀 紗英 (阿見町金融団)
	佐藤 朗 (茨城大学農学部)
	坪井 輝彦 (東京医科大学茨城医療センター)
	豊福 悠太 (東京医科大学茨城医療センター)
	長澤 淳 (茨城大学農学部)
	宮本 彩花 (阿見町金融団)

警備運行部会

部長	濱地 宏征 (阿見ロータリークラブ)
副部長	遠藤 一昭 (阿見町役場)
会計	室岡 海 (阿見町役場)
	指宿 弘和 (陸上自衛隊武器学校)
	大槻 佳祐 (株トセキ関東甲信越)
	野木 和江 (阿見町体育協会)
	松田 恭一 (陸上自衛隊武器学校)
	八木 篤子 (阿見町体育協会)
	清水 康介 (陸上自衛隊関東補給処 朝日燃料支処)

6月5日は『環境の日』です

環境保全・補助金制度のご案内

生活環境課 ☎888-1111 (252)

下記補助金については、役場 2 階生活環境課にて受付を行います
 ※土・日・祝日・年末年始等を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

スズメバチ駆除費補助金制度

町では、町民の安全確保を図るため、スズメバチの巣を駆除した人に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。アシナガバチやミツバチ等、スズメバチ以外の蜂は対象にはなりません。

▼対象者

次のすべての要件を満たす人

- ▼スズメバチが営巣している町内の土地・建物の所有者、管理者、賃借する個人
- ▼申請日において町税を滞納していないこと

▼補助額

スズメバチの巣の駆除処理 1 件につき、駆除処理に要した費用の 2 分の 1 の額（100 円未満は切捨て）
 ※上限 15,000 円（予算がなくなり次第終了）

▼申請方法

スズメバチの巣の駆除処理を実施した日から 1 か月以内に、必要書類①～⑤を持参のうえ生活環境課に申請する

▼必要書類

- ①補助金交付申請書（申請時に窓口でも記入できます）
- ②巣の駆除処理に要した費用の領収書の写し
- ③巣の駆除前および駆除後の写真
- ④印鑑
- ⑤申請者の口座番号がわかるもの

子ども会リサイクル環境教育活動

町では、資源物を回収した子ども会に対して助成金を交付しています。環境教育の一環として、子ども達のリサイクルに対する理解と関心を深めることを目的としています。

▼助成内容：

- ▼回収した資源物に対して1キログラムあたり5円を乗じた額を助成金として交付（10 円未満切捨て）
- ▼年度内に 3 回の活動分まで

平成 31(令和元)年度子ども会による資源物の回収実績(キログラム)						
新聞紙・雑誌	牛乳パック	段ボール	かん	布	びん	合計
53,410	181	15,880	1,903	1,957	160	73,491



▲子ども会のリサイクル活動

阿見町の文化財・文学紹介

6月号

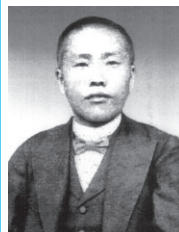
生涯学習課（中央公民館内） ☎888-2526

文学紹介：香墨の渡韓記録

台湾に赴任していた香墨は病氣により明治39年（1906年）職を辞し内地に戻っていた。しかし、明治41年（1908年）11月、韓国不動産法調査会長梅謙次郎博士の斡旋により仁川区裁判所検事に返り咲き、家族を家に残したまま単身渡韓の途につくこととなる。梅会長は韓国の民法を日本の民法と同等のものに引き上げる必要性を感じ、香墨に出馬を要請した。香墨の「渡韓日記」一篇は人間味豊かな香墨の一面がしみじみした筆致で切ないまでに吐露されている。

「別離の情、家にあらず、妻にあらず、最も幼き児、四月生の竹代にあり。」

▼平成31年刊行「渡邊香墨」所収筆者：渡邊光夫



お知らせ：『文芸あみ』募集しています！

平成24年に刊行された「阿見町が生んだ作家下村千秋の世界」に続き、平成31年に「阿見町が生んだ俳人 渡邊香墨」が刊行されています。

これを記念して、町民の皆さんをはじめ多くの皆さんから広く作品を募集し、優秀な作品を本紙面でご紹介しながら、阿見の文学活動をさらに振興していきたいと思っています。

※俳句をはじめ、短歌、川柳はもちろん、随筆（400字以内）など思いのままに投稿下さい。各月末の締切です

▼募集ジャンル 俳句、短歌、川柳等

▼募集方法 住所・氏名・年齢・電話番号・作品制作時の思いや状況・発表する際の名前（ペンネーム等）を記載し、左記へ郵送・直接持参・ファクシミリのいずれかで申し込む
※様式は自由、個人情報厳守します

▼申込先 〒300-0333 阿見町若栗1886-1

生涯学習課（中央公民館）文化財係

☎888-2526 ■888-0032

図説紹介：「阿見俳句会」

中央公民館で毎月1回の句会と、年2回の町内外への吟行会を開いています。また、秋の藝術展でも作品を発表しています。

若い人もお気軽にご参加ください。

※入会ご希望の人は、文化協会会員、または文化協会事務局（生涯学習課 ☎888-2526）にご連絡ください。

文化協会には1人から加入できます。いつでも、お気軽にお問い合わせください。皆さんのご参加を心よりお待ちしております



文化財紹介：霞ヶ浦海軍航空隊跡方位盤

茨城大学農学部キャンパスを来客用駐車場入口から入ると、寒桜の並木が左手に見えます。桜並木の更に奥、雑木林の中にひっそりと佇むように、町指定史跡「霞ヶ浦海軍航空隊跡方位盤」があります。

大正時代に造られ、今なおその姿を留める海軍航空隊の痕跡は、戦前から戦中にかけての町の近代化と、その歴史を示す貴重な資料です。

その表面には方位のほかにも国内の主要都市名や「水戸」や「鹿島」等県内の地名が記されています。海上活動が主となる海軍の飛行機乗りにとって、自分の方位を知ることが基礎中の基礎とされ、その指導は大変厳しいものだったと言われています。

この度、2月から3月にかけて、修繕を行いました。ぜひ訪れて、歴史に思いを馳せてみてください。



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

6月10日は「阿見空襲の日」

本土空襲が激しくなった1945（昭和20）年6月10日、予科練の少年たちが日夜訓練に励む土浦海軍航空隊があった町は、米軍による空襲の標的となりました。当日午前8時過ぎ、B29の大編隊が飛来して250キロ爆弾を投下。予科練習生や付近の人々を巻き込んで300人以上の死傷者が出ました。

当日の状況について、当時小学校3年生だった上郷の方が次のように述懐しています。

ゴォーン・ゴォーンとけたたましい音と共に、わたくしの頭上に飛行機が現れたのです。わたくしは急いで防空壕に逃げ込み、息をひそめてうずくまっていた。

ダダダダー、バチバチバチと耳をつんざくばかりの機関銃の音。グゥーンという鋭い音をたてて敵の戦闘機が急降下して突っ込み撃ちをしてくる。いつものように家族六人は掛布団をかぶり、緊張しながらも恐怖と戦いつつ、うつ伏して壕の中にいました。

すると突然、薄暗い壕の中に白い煙と鼻をつく火薬の匂いが、立ち込めました。その時、入口近くにいた父が「やられたー」とうめき声を上げて、胸を押さえムシロの上に伏したのです。鮮血がほとばしり、瞬く間に両手を血で染め、周囲を染めてきました。

ズズズン、ドシンと雷が落ちるよりまだまだ大きな音。地面が揺れる。頭上が揺れる。壕の中の土がボロボロと背中に崩れ落ちる。生臭い爆風が全身を打つ。

血に染まった国民服をはだけて、意識モウロウとしている父を囲んで、じっと耐えていた。

（『阿見と予科練』阿見町教育委員会 2002年 P198より抜粋）

この時の悲惨な記憶は、町の歴史に深く刻み込まれています。今年の6月10日には、どうぞ75年前のこの日に思いを馳せてみてください。

なお、町の空襲の体験談は『阿見と予科練』（町教育委員会 2002年）に多数収録されています。予科練平和記念館の売店で購入できるほか、町立図書館でも貸し出しを行っています。こちらもぜひご一読ください。



▲ 6月10日に落とされた250キロ爆弾の破片（写真左）と「空襲警報発令中」の看板（写真右）ともに予科練平和記念館蔵

〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり 住まいのことなら 美都住建へ ～自分らしい生活～ 介護住宅改修 ○介護保険を上手に使う ○手摺取付、バリアフリー ～健康・快適住宅～ 抗酸化工法の家 ○空気のキレイな空間 ○防カビ・ダニのいない家 ●新築住宅に関する事は 美都住建 検索 建築業知事免許（般-29）第22375号 （株）美都住建 【本社】阿見町実穀 1283-10 TEL.029-842-7196 【陶板浴和】阿見町中央 1-5-32	リフォーム・不動産の事なら 住まいのことなら LIXILリフォームショップ 茨城県知事免許（5）第5548号 有限会社 美都住建 ＜住まいの相談室＞ トイレ・キッチン・浴室 塗装・屋根・外構工事など ＜不動産のご相談＞ 土地・建物・売買・仲介・管理 【本店】牛久市南4丁目 45-45 TEL.029-874-2118 【阿見店】阿見町中央 1-5-32 TEL.029-891-2200
---	---

町体育協会だより

町体育協会ホームページ http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/14-4-0-0-0_1.html

町体育協会シンボルマーク

町体育協会事務局（中央公民館内） ☎888-2526

各種大会の結果（敬称略）

●第26回スポーツウェルネス吹矢交流大会

期 日	10月27日(日)
場 所	江戸崎体育館（稲敷市）
成 績	▼Aクラス（3段以上）男子 ▽3位：波多野一美 ▼Aクラス（3段以上）女子 ▽優勝：坂下明子 ▽準優勝：飯田由岐子 ▽3位：田沼とよ子 ▼Bクラス（2段以下） ▽優勝：高橋智子 ▽3位：池田昇

●町民卓球大会

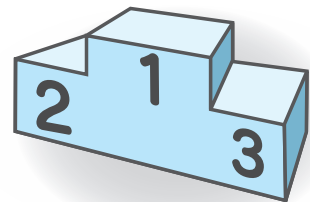
期 日	11月30日(土)
場 所	町民体育館
成 績	▼男子団体の部 ▽優勝：青椒肉絲 ▽準優勝：豊国工業 ▽3位：YTC ▼女子団体の部 ▽3位：阿見卓球

●第22回阿見町地区対抗ゴルフ大会

期 日	11月19日(火)
場 所	櫻ゴルフ（稲敷市）
成 績	▼団体の部 ▽優勝：第一小学校区 ▽準優勝：旧実穀小学校区 ▽3位：舟島小学校区 ▼個人の部男子 ▽優勝：平岡和彦 ▽準優勝：宇津宗三 ▽3位：横田健一 ▼個人の部女子 ▽優勝：長南ひかる ▽準優勝：渡部薫子 ▽3位：植木あさ子 ▼ベスグロ ▽男子：平岡和彦（68） ▽女子：長南ひかる（68）

●第41回グラウンドゴルフクラブ杯競技大会

期 日	11月14日(木)
場 所	総合運動公園町民球場
成 績	▼男子の部 ▽優勝：増田裕彦 ▽準優勝：菊川洋征 ▽3位：細田英一 ▼女子の部 ▽優勝：菊川道子 ▽準優勝：中村スエ子 ▽3位：大室正子



阿見町ミニバスケットボールの活動について

町には、ミニバスケットボールの少年団が3つあります。

阿見小学校を活動拠点として阿見中地区の小中学校の子供たちを対象とした少年団、それから、朝日中学校地区の子どもたちを対象にしている男子の少年団、女子の少年団がそれぞれ活動を行っています。

大人のバスケットボールと違い、リングも低くボールも小さいですが、大人と同じルールで競技を行います。子どもたちは放課後に練習を行い、土曜日や日曜日には他の少年団との練習試合なども行っています。

小学生からスポーツを始めることは心身の鍛錬につながり、練習や試合を通して相手を思いやる心も育むことができます。



▲ミニバスケットボール阿見杯にて

〈広告欄〉

茨城セキスイハイム
本郷展示場オープン!

○お問い合わせは…ひたち野うしく展示場
〒300-1207 牛久市ひたち野東5-21-1 うしく住宅展示場内
TEL.029-878-2850 営業時間10:00~18:30
定休日：火曜・水曜

お電話またはWEBより
ご予約の上、ご来場
いただいた方にもれなく

3,000円分の
QUOカード
プレゼント!

WEBでの
ご予約は
こちらから
QRコード

居酒屋
娛衛門

各種宴会・予約承ります

定休日/日・祝祭日
阿見町岡崎1-12-7

電話 887-1147
FAX 887-0970

まちの できごと

阿見町建設業組合奨励 から町へマスク寄贈

5月8日、町建設業組合奨励
(会長松浦一久氏写真左から2
人目)より、マスク5000枚
が町へ寄贈されました。

寄贈いただいたマスクの一
部を窓口対応している職員に
も配布して欲しいとのこと
でした。ありがとうございます。
奨励会は災害時応援協定で
ご協力やさまざまなボラン
ティア事業にも積極的にご参
加いただいています。



土浦市の企業から町へ マスク寄贈

4月28日、株式会社エフ
アイテック(土浦市)よりマ
スク1000枚が寄贈され
ました。

町のためにぜひ使ってもら
いたい、と業務で使用するマ
スクの一部を寄贈してい
たきました。
寄贈していただいたマス
クは、今後有効に活用させ
ていただきます。
ありがとうございます。



インフォメーション

お知らせ 特別定額給付金の申請に ついて

「特別定額給付金(1人当たり
10万円)」の申請書類を世帯主
あてに発送します。記入例を参考
に申請書に必要事項をご記入の
上、必要書類の写しを添えて返
信用の封筒(切手不要)にてご
返送ください。申込期間内(3
か月間)であれば申請いただけ
ます。なお、6月中は申請が集
中することが予想されますので、
給付までお時間をいただく場合
があります。ご了承ください。
■阿見町特別定額給付金室
役場3階302会議室
☎888-1111(707)

お知らせ 特別定額給付金に関連す る詐欺にご注意!!

特別定額給付金の申請を「手
伝う」とかたてて皆さまの大事な
財産を奪おうとする人がいます。
給付金に関連して、国・県や市
区町村が左記のようなことをす
ることは「絶対に」ありません。
●現金自動預払機(ATM)の
操作をお願いする
●受給にあたり手数料の振込み
を求める

※不審なメールが届いた際は、
URLをクリックしたり、添付
ファイルを開かないでくださ
い。「怪しいな?」と思ったら遠
慮なく左記へご相談ください

■町役場 ☎888-1111
お近くの警察署 警察相談専用
電話 ☎9110 消費署ホット
ライン ☎188 新型コロナウイ
ルス給付金関連消費者ホットラ
イン ☎0120-213-188

お知らせ 町シルバー人材センター 入会説明会開催

▼期日 6月9日(火)午前9時
30分から約1時間(5分前ま
でに集合)

▼場所 町シルバー人材センター
▼対象 同センターの趣旨に賛
同し、健康で働く意欲のある
町内在住の60歳以上の人(入
会承認制)、特に女性で施設
清掃、網戸障子貼り、草刈り、
草取り、植木の手入れを希望
される人歓迎 ※参加希望
者は左記へ予約すること

(公社)町シルバー人材センター
☎888-2036

お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 夜間飛行訓練

▼日時 6月2日(火)～4日
(木)、9日(火)～11日(木)
日没から約3時間以内
■陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校
総務課 ☎842-1211

〈広告欄〉

介護用品・福祉用具のレンタル、販売

高齢者向け住宅改修工事請負

株式会社 樹里 介護事業部

〒300-0333 阿見町若栗1766-3

TEL:887-3421 FAX:887-3422

介護保険指定事業者番号 0873800502

当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、ご相談に応じます。



想い伝える贈りもの
サタ館 阿見中央店
TEL:840-2438
「樹里」店内に併設

家具の店 樹里
TEL:887-3421
一般家庭用家具からオーダー家具まで

稲敷地方広域市町村圏事務組合『令和2年度予算』と『消防ミニ白書』

稲敷地方広域市町村圏事務組合は、阿見町・龍ヶ崎市・牛久市・稲敷市・利根町・河内町・美浦村の7市町村で構成する一部事務組合です。

▼令和2年度一般会計予算

歳入			歳出		
項目	予算額(千円)	構成比(%)	項目	予算額(千円)	構成比(%)
分賦金・負担金	3,738,754	82.1	議会費	3,490	0.1
使用料・手数料	7,800	0.2	総務費	76,989	1.7
国庫支出金	51,800	1.1	消防費	4,192,771	92.0
県支出金	5,200	0.1	公債費	281,950	6.2
財産収入	35	0.0	予備費	900	0.0
寄附金	1	0.0			
繰入金	90,000	2.0			
繰越金	10,000	0.2			
諸収入	2,010	0.0			
組合債	650,500	14.3			
合 計	4,556,100	100.0	合 計	4,556,100	100.0

▼水防事業特別会計

水防事業特別会計			
項目	予算額(千円)	構成比(%)	
分賦金・負担金	9,931	88.7	
財産収入	721	6.4	
繰越金	400	3.6	
諸収入	148	1.3	
合 計	11,200	100.0	
水防費	11,100	99.1	
予備費	100	0.9	
合 計	11,200	100.0	

▼令和元年『消防ミニ白書』

火 災

平令和元年中の火災発生件数は、126件で、昨年と比較すると3件増加しました。

主な出火原因としては、建物火災51件・林野火災3件・車両火災18件・その他火災が54件で、昨年に比べ、建物火災6件・車両火災9件が増加しています。火災から自身やご家族の身を守るために、住宅用火災警報器を設置するようにしましょう。

市町村別火災発生状況

稲敷市	39件
龍ヶ崎市	29件
牛久市	21件
阿見町	15件
利根町	11件
美浦村	7件
河内町	4件
火災件数	126件

火災種別発生状況

建物	51件
車両	18件
林野	3件
その他	54件
火災件数	126件

主な出火原因

①放火(疑い)	28件
②火入れ	12件
③たばこ	9件

救 急・救 助

令和元年中の救急出動件数は13,843件(昨年より165件増加)でした。救急種別では、急病9,459件・一般負傷(転倒・転落事故や誤飲等の不慮の事故)1,898件・交通事故1,096件・転院735件・その他655件となっています。

救助出動件数は202件(昨年より15件増加)で、救助種別の件数は、交通事故73件・火災事故68件・水難事故14件・その他47件でした。

年々救急車の出動回数が増加しています。本当に救急車が必要な人のために、救急車の適正な利用にご協力ください。

市町村別救急出動件数

龍ヶ崎市	3,667件
牛久市	3,585件
稲敷市	2,334件
阿見町	2,245件
利根町	772件
美浦村	744件
河内町	488件
圏域外	8件
出動件数	13,843件

傷病者程度別搬送状況

軽症	6,237人
中等症	5,171人
重症	1,083人
死亡	253人
その他	2人
搬送人数	12,746人

稲敷地方広域市町村圏事務組合(龍ヶ崎市 3571-1) ☎ 0297-64-3741 ■ <http://www.inashiki-kouiki.jp/>

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎ 888-1111(172)

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
* 全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
〒311-0202 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹
TEL 029-804-0382
E-mail: ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
(平日 午前9:00~午後6:00)
・上記以外の時間帯や、土日祝日も
対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●



スマートフォン・携帯電話で
t-ami@sg-m.jp宛てに空メール
を送信するか、または左記 QR コ
ードを読み取り、専用サイトにア
クセスして登録してください。

▲二次元コード

●定例相談●

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時

場 所 中郷保育所内

訪問相談 随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 月～金曜日 午前9時～午後5時

場 所 図書館となり

問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時

弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談
は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約

場 所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

場 所 町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時

場 所 役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期 日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)

時 間 午前9時～正午、午後1時～4時45分

弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約

場 所 県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所

☎ 841-1167

健康づくり課

☎ 888-2940

福祉センターまほろば

☎ 887-3969

地域子育て支援センター

☎ 891-2772

阿見消防署

☎ 887-0119

火災情報案内

☎ 0297-64-0119

上下水道課

☎ 889-5151

霞クリーンセンター

☎ 889-0091

中央公民館

☎ 888-2526

君原公民館

☎ 889-1363

かすみ公民館

☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター

☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター

☎ 840-2761

図書館

☎ 887-6331

予科練平和記念館

☎ 891-3344

総合運動公園

☎ 889-2788

教育相談センター

☎ 888-1225

町民活動センター

☎ 888-2051

町男女共同参画センター

☎ 896-3181

消費生活センター

☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医・

定例相談等のテレホンサー

ビス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 47,752人 (+ 76) ▽5月1日現在
- 男 性 23,676人 (+ 52) ▽常住人口ベース
- 女 性 24,076人 (+ 24) ▽()内は前月比
- 世帯数 20,082世帯 (+ 96) ▽総務課調べ

6月の納税等

町・県民税(1期)

納期限 6月30日(火)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

7月の納税等

固定資産税(2期)

国民健康保険税(1期)

後期高齢者医療保険料(1期)

介護保険料(1期)

納期限 7月31日(金)

救急車出動状況 4月(年累計)

阿見消防署管内調べ 急 病 101件(438)

出場件数 156件(662) 交通事故 12件(55)

一般負傷 22件(89)

※救急車の適正な利用を そ の 他 21件(80)

お願いします 合 計 156件(662)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。
下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書広聴課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店